

## 事後調査の結果

### 調査項目（土壌汚染）

#### 1 調査事項

##### (1) 予測した事項

汚染土壌の量とした。

##### (2) 予測条件の状況

土壌汚染の状況（計画地内土壌の第二種特定有害物質の溶出・含有量、アルキル水銀及びPCBの溶出量）とした。

##### (3) 環境保全のための措置の実施状況

#### 2 調査地域

調査地域は図 2 (p 3 参照) に示す計画地内とした。

#### 3 調査手法

##### (1) 調査期間

###### ア 予測した事項

建設工事（平成 30 年 4 月から平成 30 年 7 月末まで）に伴い建設発生土が搬出される時点とした。

###### イ 予測条件の状況

「ア 予測した事項」と同様とした。

###### ウ 環境保全のための措置の実施状況

「ア 予測した事項」と同様とした。

##### (2) 調査地点

計画地内とした。

##### (3) 調査方法

###### ア 予測した事項

環境確保条例第 116 条、117 条、土壌汚染対策法第 4 条に基づく方法とした。

###### イ 予測条件の状況

土壌汚染の測定方法とした。

## ウ 環境保全のための措置の実施状況

現地調査及び関連資料の整理による方法とした。

### 4 調査結果

#### 4.1 事後調査の結果の内容

##### (1) 予測した事項

平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 10 月 21 日までの間に解体工事前及び工場棟地下部掘削前の土壌汚染状況について調査を行った。表層土壌で環境確保条例に定める汚染土壌処理基準を超過した地点については、詳細調査として深度方向のボーリング調査及び地下水の調査を実施した。

調査結果は、事後調査報告書（工事の施行中その 1）で報告済みである。

土壌汚染状況調査の結果は、表 33 及び図 12 に示すとおりであり、砒素及びふっ素が超過した区画（400 m<sup>2</sup>）について、平成 29 年 1 月 26 日「形質変更時要届出区域」に指定された。

今回、工事の施行状況に合わせて、表 34 に示す区画について、掘削除去を実施し、計画地外の土壌汚染対策法に基づく分別等処理施設及び浄化等処理施設へ適切に搬出した。

搬出土量は 361.6m<sup>3</sup>（表 34 参照）であった。

今回の搬出をもって土壌汚染については、平成 30 年 7 月 18 日「汚染拡散防止措置完了届出書」を提出し、適切に処理を完了した。

なお、平成 30 年 6 月 22 日「形質変更時要届出区域に指定された区域の全部の指定を解除する告示」により指定を解除された。

表 33 土壌汚染対策法による区域の指定

内容	特定有害物質の種類	指定面積 (m <sup>2</sup> )
形質変更時要届出区域 (平成 29 年 1 月 26 日付東京都告示第 95 号)	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	400

注) ( )内は土壌汚染対策法による指定告示番号を示す。

表 34 汚染土壌の搬出土量

単位区画	汚染状態		面積 (m <sup>2</sup> )	搬出土量 (m <sup>3</sup> )
C2-e	砒素及びその化合物	溶出	100	156.8
C3-b	ふっ素及びその化合物	溶出	100	72.2
D3-a	ふっ素及びその化合物	溶出	100	132.6
	計		300	361.6

注 1) 搬出期間は、平成 30 年 4 月～平成 30 年 4 月末

注 2) 1 区画 (E3-e)については、事後調査報告書（工事の施行中その 1）で報告済み。

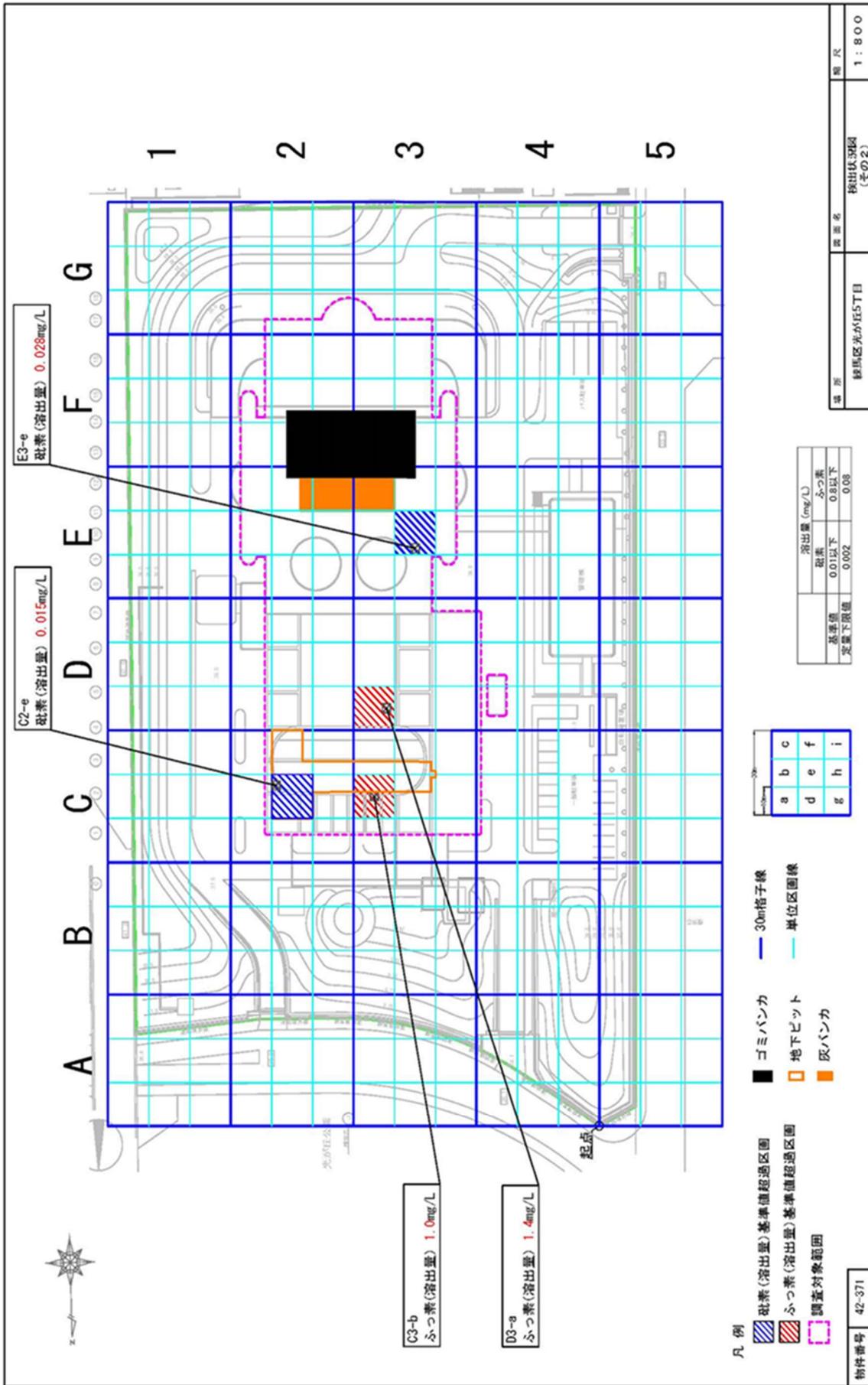


図 12 工場棟地下部掘削前 (詳細調査) 基準値超過区画図

## (2) 予測条件の状況

「(1) 予測した事項」と同様とした。

## (3) 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 35 に示す。

なお、平成 30 年 4 月から平成 30 年 7 月末までの間に、土壌汚染に関する苦情はなかった。

表 35(1) 環境保全のための措置の実施状況（土壌汚染）

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
<p>既存施設の除却に先立ち、土壌汚染対策法第 4 条等に基づき土壌汚染状況調査等を行う。調査に当たっては「東京都土壌汚染対策指針」に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。</p> <p>なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超過していると認められる場合、土壌汚染対策指針に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関連法令に基づき適切に対策を講じ、事後調査報告書において報告する。</p>	<p>既存施設の除却や土地の改変に先立ち、東京都環境確保条例第 116 条、第 117 条及び土壌汚染対策法第 4 条に基づき、土壌汚染状況調査を行った。</p> <p>調査により汚染土壌処理基準等を超過していた区域については、土壌汚染対策法による形質変更所要届出区域に指定を受けた。</p> <p>東京都土壌汚染対策指針に基づき「汚染拡散防止計画書」を作成した。</p> <p>なお、全覆いテント内で作業し、シート養生等により拡散防止対策、雨水浸透防止対策を実施した。</p> <p>工事の施行状況に合わせて、C2-e、C3-b及びD3-a区画について、汚染土壌を掘削除去し、以下の対策を実施して計画地外へ搬出した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>掘削した土壌は、直接ダンプトラック等への積み込みとし、搬出車両の荷台は拡散防止シート等で養生を行った。 (写真11、12参照)</li><li>搬出車両の退場の際は、タイヤ洗浄等を実施し、外部道路等への汚染拡散を防止した。 (写真13参照)</li><li>搬出した汚染土壌は、土壌汚染対策法に基づく分別等処理施設及び浄化等処理施設へ搬出した。</li></ul>

表 35(2) 環境保全のための措置の実施状況（土壌汚染）

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
<p>本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。</p>	<p>土壌汚染が確認されなかった建設発生土の一部は、計画地内の埋戻し土に用い、残りの建設発生土は「東京都建設発生土再利用センター」（UCR「三郷市番匠免」）の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両等にシート掛けを行い搬出した。</p>
<p>確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、運搬車両にシート掛け等を行い、東京都環境確保条例及び土壌汚染対策法に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。また、ダイオキシン類における汚染が確認された場合、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。</p>	<p>確認された汚染土壌は、直接ダンプトラック等への積み込みとし、搬出車両の荷台は拡散防止シート等で養生を行い、土壌汚染対策法に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出した。 なお、ダイオキシン類による汚染は確認されなかった。</p>
<p>工事における排水に当たっては、以上の調査の実施に伴い、有害物質による汚染土壌が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。</p>	<p>工事中に発生する汚水は、仮設の汚水処理設備において凝集沈殿方式により下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、下水道へ排水した。</p>



写真 11



写真 12



写真 13

#### 4.2 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

事後調査の結果、溶出量試験結果については、ふっ素において2区画、砒素において2区画で汚染土壌処理基準（溶出量）を超過し、基準を超過した深度はそれぞれ表層のみであった。

含有量試験結果については、全ての区画において、汚染土壌処理基準（含有量）に適合していた。

地下水については、ふっ素及び砒素の溶出量基準を超過した区画において、それぞれ地下水基準に適合していた。

また、土壌ガス調査の結果については、全ての区画において不検出であり、汚染土壌処理基準に適合していた。

これらの事後調査の結果により、土壌汚染が確認された区画は、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定され、今回、工事の施行状況に合わせて、掘削除去を実施し、土壌汚染対策法に基づく各処理施設へ適切に搬出したことから、予測結果のとおり、本事業により、計画地及びその周辺地域において、土壌に影響を及ぼすことはないものとする。

今回の搬出をもって土壌汚染については、平成30年7月18日「汚染拡散防止措置完了届出書」を提出し、適切に処理を完了した。

なお、平成30年6月22日「形質変更時要届出区域に指定された区域の全部の指定を解除する告示」により指定を解除された。